



侵害対策の現状とその課題

~2015年2月19日~

- CODA概要
- これまでの取組
- 国境を越えた直接対策の課題
- 周辺対策の必要性
- まとめ

CODA 後藤健郎
墳崎隆之



CODA概要



コンテンツ海外流通促進機構（CODA）

- ◆ 2002年8月設立 代表：桐畑 敏春 専務理事：後藤 健郎
- ◆ 所在地：東京都中央区築地2-1-24 第29興和ビル別館2階
- ◆ 正会員：15団体・31社 賛助会員：3団体・3社
- ◆ 海外における日本コンテンツの流通促進と海賊版対策を目的に**経済産業省**と**文化庁**の支援のもと設立
- ◆ 主な事業：現在、経済産業省、文化庁のほか**総務省**事業も推進
 - ①海外へのコンテンツ流通を振興
 - ②CJマーク事業（海外におけるコンテンツ海賊版対策）
 - ③オンライン侵害対策
 - ④ASEAN地域の市場調査等
- ◆ 支部：CODA北京センター
- ◆ 2013年12月「不正商品対策協議会(ACA)」（1986年に**警察庁**の支援により設立）と事務局拠点を統合



CODAのこれまでの取組み

①海賊版対策（フィジカルパイレーツ対策）

・共同エンフォースメント実績（2005年1月～2014年12月）

国・地域	取締	逮捕者等	押収DVD等
中国（北京、上海、広州、深センなど） 国家版權局・文化市場行政執法総隊	11,434	298	4,133,886
香港 香港税関	1,246	1,203	1,574,479
台湾（台北、台中、桃園など） 知的財産警察	2,113	2,081	987,130
韓国（ソウル）*1 検察庁	42	-	6,426*2
合計	14,835	3,582	6,701,921

*1 韓国ではゲームソフトを対象に実施（実施期間：2010年7月～2012年12月）

*2 内訳：
海賊版（DVD-R、メモリーカード等） 5582点
マジコン（技術的制限手段の回避装置） 844点



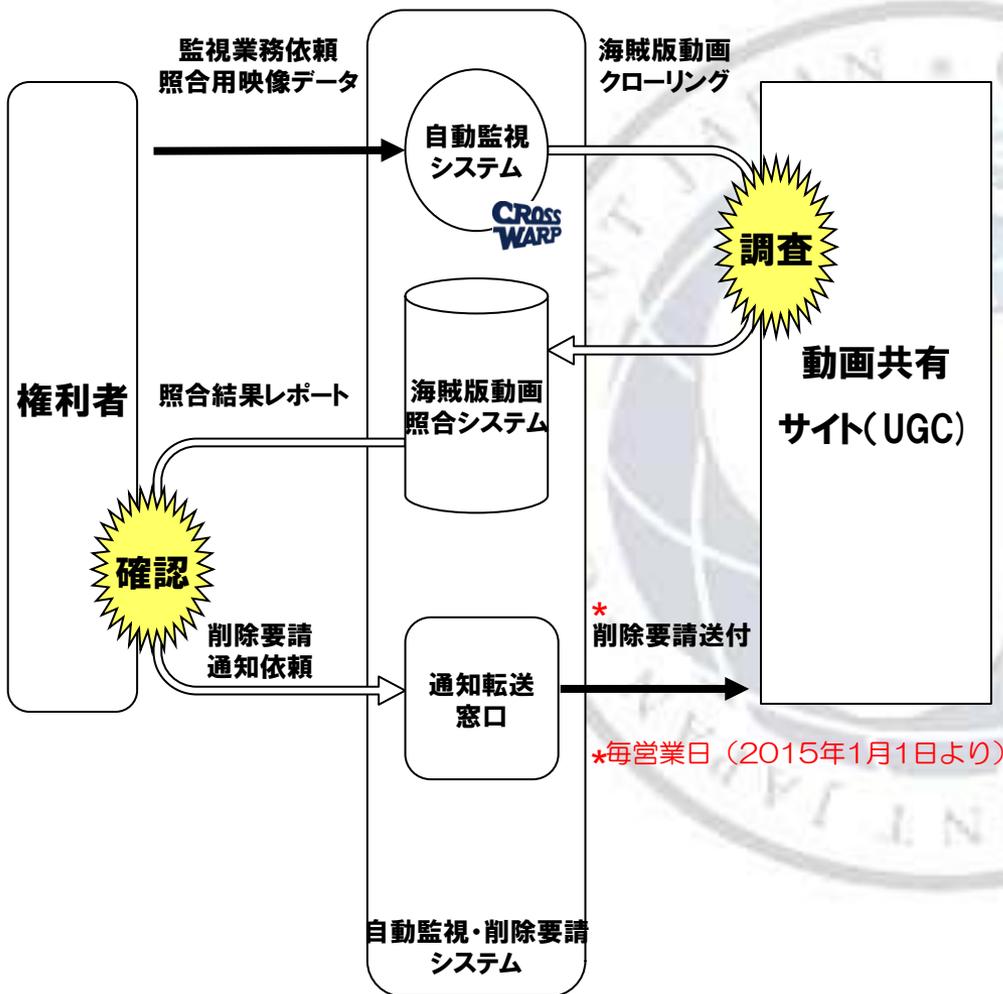
CODAのこれまでの取組

②オンライン侵害対策（動画共有サイト対策<UGC>）



・CODA自動コンテンツ監視・削除センター 概念図

削除要請通知実績
（2011年8月～2015年1月31日）



サイト名	通知数 ^{*1}	削除数 ^{*1}	削除率
youku ^{*2}	71,911	71,751	99.78%
tudou ^{*2}	62,594	62,561	99.95%
56 ^{*2}	8,158	8,158	100.00%
pandora	12,880	12,378	96.10%
ku6 ^{*2}	17,054	17,054	100.00%
6cn ^{*3}	23	23	100.00%
pptv	153	143	93.46%
wretch ^{*3}	135	135	100.00%
letv	619	617	99.68%
tencent ^{*4}	185	169	91.35%
dailymotion ^{*4}	5,231	5,231	100.00%
fc2 ^{*4}	3,196	3,196	100.00%
合計	182,139	181,416	99.60%

*毎営業日（2015年1月1日より）

- *1 URL数
- *2 知的財産の保護と正規流通促進に関するMOUを締結
- *3 6cn、wretchについては2013年8月より監視対象から除外
- *4 tencent、dailymotion、fc2については2013年8月より監視対象



CODAのこれまでの取組

③日本コンテンツに特化した成果として



【海賊版店舗】

① 2005年3月

香港「信和中心」海賊版一掃作戦

- 香港税関は100人以上の職員を動員して、「信和中心」に所在する海賊版販売店22店舗、倉庫2か所などを搜索。海賊版20万枚押収、18人を逮捕。

② 2012年11月

台湾「光華商場」海賊版一掃作戦

- 台湾知財警察は、海賊版販売のシンボルタワーである「光華商場」に所在する2店舗を搜索。海賊版6000枚押収、経営者2名を逮捕。

【中国「レッドペーパー」発布】～日本のアニメ12作品(全17作品)を特定～

① 2010年4月

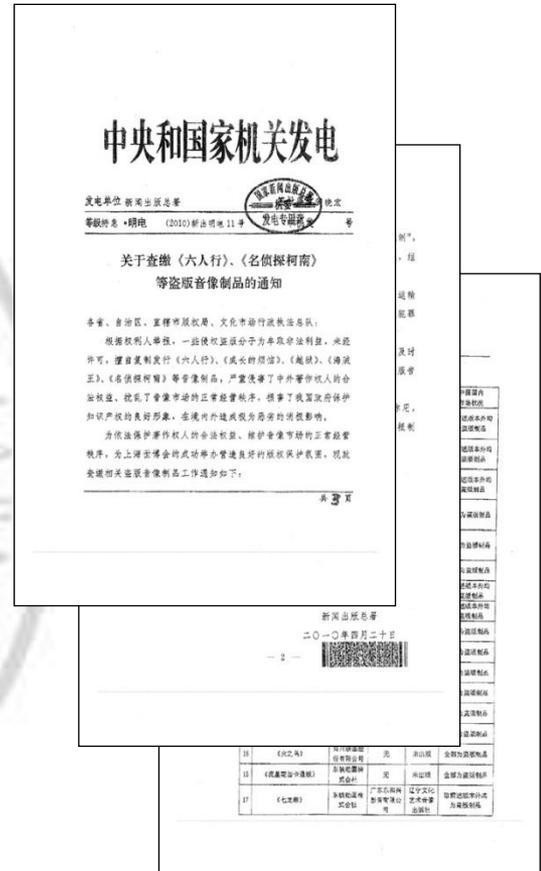
中国日本コンテンツ海賊版一掃の通達「レッドペーパー」発布

- 中国新聞出版総署は、上海万博開催に伴う著作権保護キャンペーンとして、日本のアニメ12作品(全17作品)を特定し、同作品の海賊版を取り締まるよう全国の執行機関に対して最高レベルの通達「レッドペーパー」を発布。

【オンライン侵害】

① 2014年10月

香港税関は、オンラインストレージを悪用して日本のアニメなどを大量に無断アップロードしていた男を香港大学と共同開発した最新の自動監視システム(LMS1+)を初めて活用し逮捕。



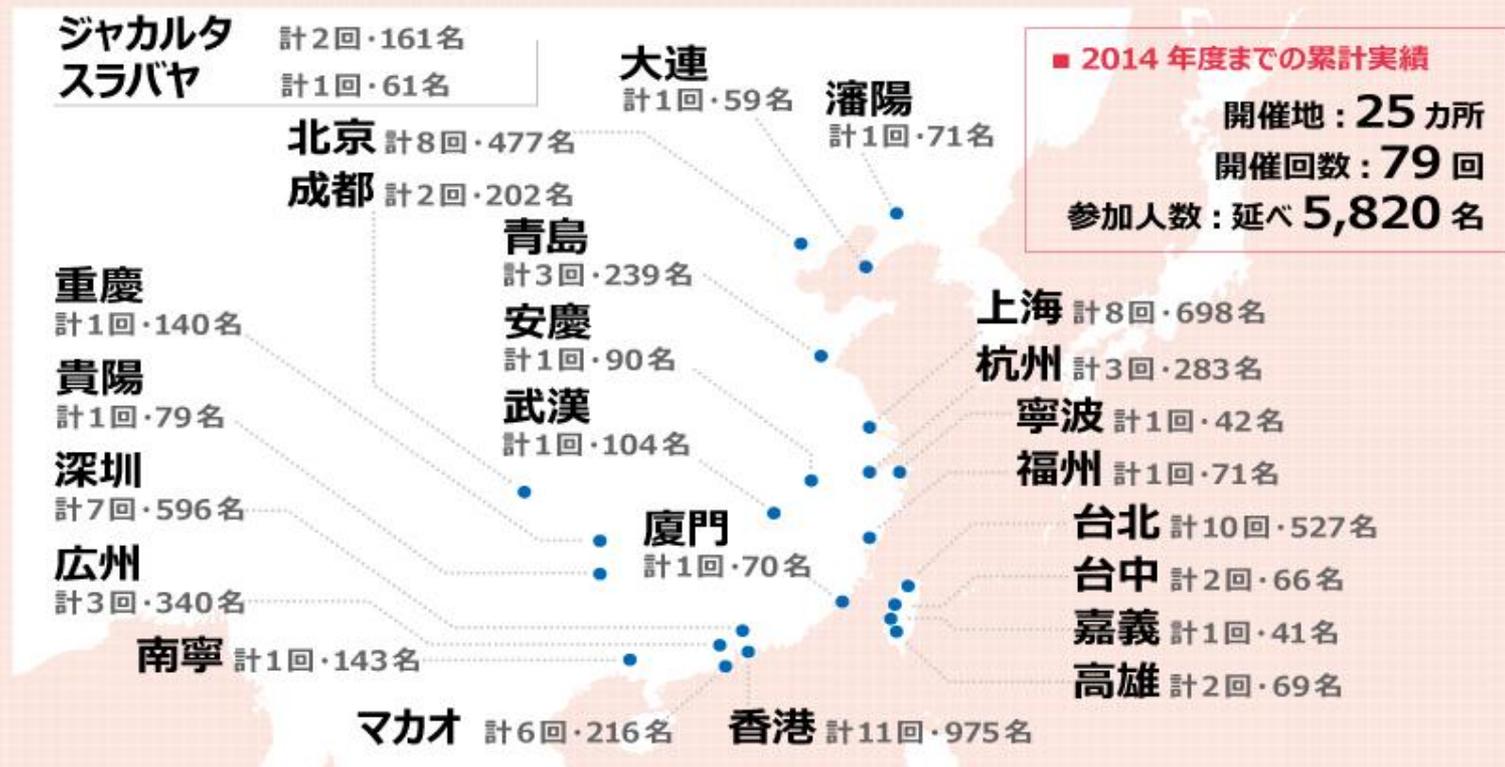
【レッドペーパー】



CODAのこれまでの取組

④ トレーニングセミナーの開催（2005年度より実施）

2005年より、中国・香港・台湾などの現地取締機関に対して、日本コンテンツの特徴や海賊版識別方法に関する知識などを提供するトレーニングセミナーを実施し、取締機関との連携強化を通じた取締りの実効性向上に取り組んでいます。



国境を越えた直接対策の課題

① 上海・長寧区行政手続きに関して



- 上海市文化市場行政執法總隊に対し、上海市長寧区に所在する日本コンテンツ海賊版専門店8店舗を対象に行政処罰を申立て。
- 2011年11月から2014年11月の間に、文化市場行政執法總隊によって17回 (2か月に1回程度)に渡る行政手続きが実施される。その間5店舗が閉店。しかし近時に3店舗が再び開店。現在6店舗が存在する。
- 2011年11月から営業を継続する3店舗に対する一回あたりの罰金額は平均6万円。没収海賊版枚数は360枚程度。
- ちなみに、映画最新作の海賊版は、約1800円

国境を越えた直接対策の課題

② 剣網行動-剣網行動とは

- 中国におけるインターネット上の著作権侵害の排除を目的として、国家版權局、公安部、工業情報化部、国家インターネット情報弁公室の知的財産関連4部門が共同して実施する取締り特別キャンペーンの総称。
- 2005年から開始され、今年で10回目。例年6月より開始される。
- 4段階の行程として、
 - ①「活動開始期間(6/1～6/20)」
 - ②「調査・情報収集期間(6/21～7/20)」
 - ③「集中取締り実施期間(7/21～10/31)」
 - ④「監督・検査・総括期間(11/1～11/30)」の順で実施される。



国境を越えた直接対策の課題

② 剣網行動-実施内容

(2014年第10回剣網行動・中国政府発表資料より)



- ▶ 全国の行政執行機関は、音楽、文学、映画・映像、アニメーション、ソフトウェア、ゲーム等の著作物に係わる海賊版eコマース事業者等を対象として、
 - 440件の行政摘発を行い、うち66件を刑事移送。
 - 閉鎖した著作権侵害サイトは750サイト。
 - 大手eコマースやUGCサイト事業者に対して著作権法を遵守するための自主監督・管理業務の徹底を求める行政指導の実施。
 - 「2014剣網行動」10大事件を発表。

国境を越えた直接対策の課題

② 剣網行動-CODAと剣網行動について

- 2012年、第8回剣網行動に係わり国家版權局に対して、中国からインターネットを介して日本の消費者向けに海賊版を販売するeコマースサイトならびにマンガの違法アップロードサイトに関する情報提供の実施。
- 2013年6月24日、第9回剣網行動に係わり、先に情報提供をした海賊版販売eコマースのうち代表的となる4サイト(「新世紀」、「DVDの世界」、「おとくハウス」、「117shopping」)に関して、松竹、ポニーキャニオン、東映アニメーション、日本アドシステムの4権利者より中国弁護士を代理人に正式な手続きのもと「行政処罰申立て」の実施。
- 2013年11月14日、2014年3月12日と国家版權局との間で本件申立てに関する協議を実施。
- 2014年6月19日、第10回剣網行動に関して、国家版權局へ新情報と証拠品の提出。
- 2014年11月24日、北京市文化市場行政執法総隊と打合せ。投訴された4サイトにつき、詳細に調査をした結果、運営者、サーバーは北京市外の為に管轄権がない。また物の送付に係る捜査権はない。



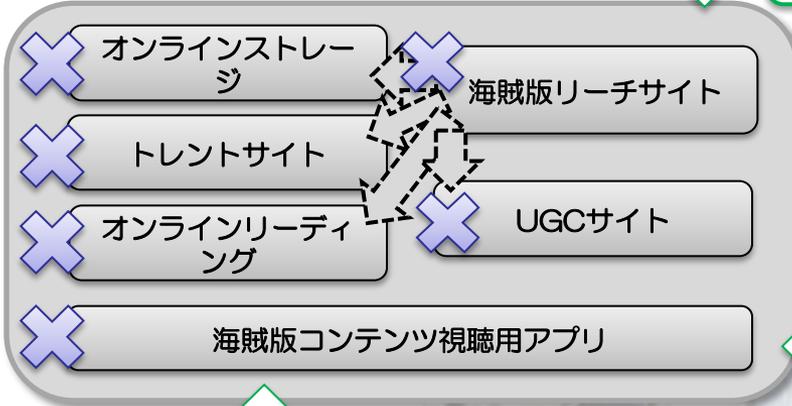
周辺対策の必要性 -概要-



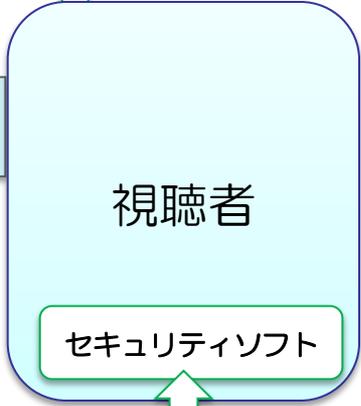
E. 決済処理の停止・口座凍結を要請

銀行・カード会社

¥



検索エンジン



アプリプラットフォーム

広告会社

検索サービス会社

セキュリティソフト会社

D. 侵害関連アプリの排除要請

C. 広告出稿の停止要請

B. 検索結果表示の停止要請

A. 侵害サイトのフィルタリング

- ◆ Googleでは、海賊版サイトを検索結果表示から除外する、広告出稿を停止する、侵害アプリをマーケットから削除するなど対策は、既に機能を提供。権利者及び代理人による対応が可能。
さらに、Googleとのパートナーシップを構築することにより、効率的な削除要請が可能となる。
- ◆ CODAでは、既にセキュリティソフト会社6社(*)と侵害サイトブロックの取り組みを開始。CODAが侵害サイトの情報を共有し、セキュリティソフト・サービスの利用者の侵害サイトへのアクセスをブロックしたり、注意喚起のメッセージを表示する。

(*)トレンドマイクロ、ソースネクスト、セキュアブレイン、アルプス システム、デジタルアーツ、

BBソフトサービス





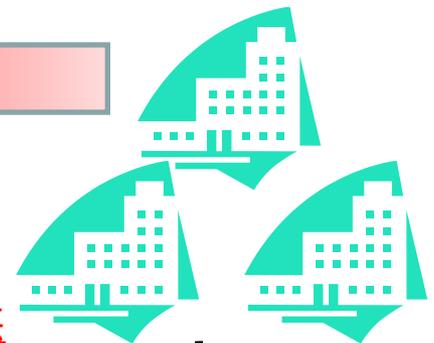
周辺対策の必要性

A. 侵害サイトのフィルタリング

セキュリティソフト会社等

コンテンツホルダー

- トレンドマイクロ
- ソースネクスト
- セキュアブレイン
- デジタルアーツ
- BBソフトサービス
- アルプシステム

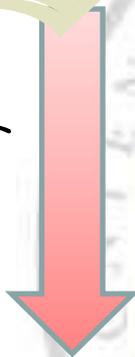


情報提供

平成25年：22件サイト提供

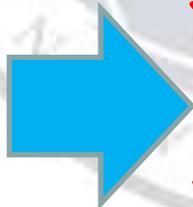
平成26年10月7日：8サイト提供

セキュリティソフト等に反映



一般消費者

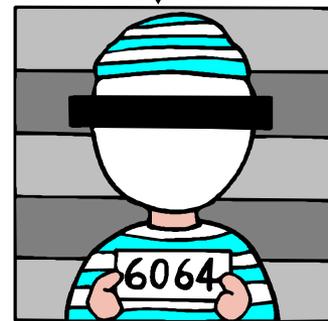
セキュリティソフト



警告表示



発見



権利侵害サイト

周辺対策の必要性



B. 検索結果表示の停止要 ~Google検索結果表示~

Google検索・Yahoo!検索

ランキングの低下

検索結果に表示
されない

侵害サイト
トップページ

作品ページ



周辺対策の必要性



B. 検索結果表示の停止要 ～Google検索結果表示～

Trusted Copyright Removal プログラム

- 一つの通知で大量の削除通知を出すことが可能である（通常の通知では最大10著作物まで）
- 削除までの時間が短縮される（概ね24時間）
- 画像認証が不要になる（機械による通知が可能になる）

2014年11月にCODAが取得

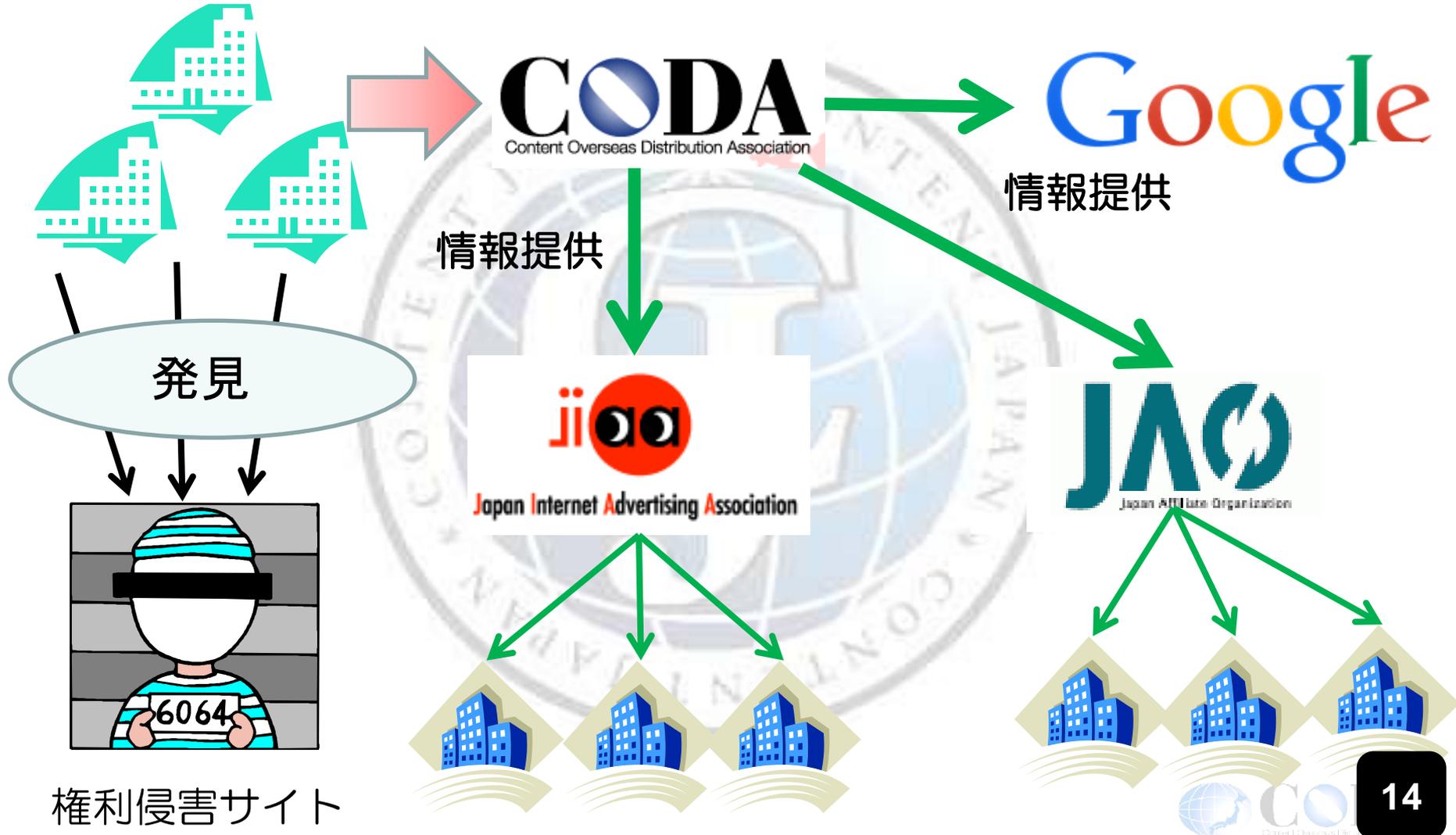




周辺対策の必要性

C. 広告出稿の停止要請

コンテンツホルダー



まとめ

- **国境を越えた著作権侵害に対する各国間の連携強化の必要性**
 - ・ 2013年3月CODAとMPA/MPAAとの間でオンライン侵害対策に関する連携強化を目的に覚書締結
 - ・ 文化庁「著作権啓発のためのネットワークプラットフォーム形成支援事業」の推進
 - ・ METI「ACBS」（アジアコンテンツビジネスサミット/日中韓+ASEAN)の推進
- **直接対策・周辺対策を併せた総合的な対策強化の必要性**
- **上記対策強化に向けて、具体的な対処や検討を行う専門組織（総合対策センター）の必要性**
 - ・ CODA自動コンテンツ監視・削除センター機能とMAGP事業との連動
 - ・ ブラックリストの作成
 - ・ 米国やEUにおけるエンフォースメントの検討
 - ・ 技術的検証の研究



ご清聴
ありがとうございました